

「はこだてみらい館およびはこだてキッズプラザ指定管理者募集」に係る質問への回答

(令和7年6月17日受付分)

No.	対象書類	項目	質問要旨	回答
1	はこだてみらい館およびはこだてキッズプラザ指定管理者募集要項(10ページ)	8 管理に関する経費等 (1) 管理に関する経費	令和8年(2026年)4月1日から、券売機におけるキャッシュレス決済の利用を可能とするとありますが、キャッシュレス決済にかかる手数料は市の方で負担されると考えてよろしいでしょうか。また、使用料納付にあたり、現在は現金のみの振込と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、券売機においてキャッシュレス決済で収納した入館料等にかかる手数料は市が負担しますので、指定管理者の負担はありません。 また、現在は現金のみの取扱いであり、指定管理者とは別途、公金事務に関する委託契約を締結しています。(収納した現金の払込みに関し、手数料等の指定管理者負担はありません) 令和8年4月以降も、入館料等の収納に関して指定管理者が行う業務は、券売機において「現金」で収納した入館料等の払込み(指定金融機関または収納代理金融機関のいずれかにおいて、翌日正午まで)のみを予定しており、現在と同様、別途、公金事務に関する委託契約を締結いたします。(当該公金事務に係る経費は指定管理委託料に含まれます)
	はこだてみらい館およびはこだてキッズプラザ管理業務処理要領(5ページ)	Ⅱ 管理に関する基準 2 入館料等 ※留意事項		
2	はこだてみらい館およびはこだてキッズプラザ指定管理者募集要項(13ページ)	10 その他の特記事項 (7) 備品の管理および帰属	はこだてみらい館・はこだてキッズプラザにて設置してある館内案内用のデジタルサイネージは、現指定管理者が設置したものでしょうか。それとも市備品でしょうか、ご教示ください。	両館の受付付近(エレベーター前)に設置している館内案内用のデジタルサイネージ(はこだてみらい館・はこだてキッズプラザに各1台)は、市の備品です。
3	はこだてみらい館およびはこだてキッズプラザ管理業務処理要領(10ページ)	Ⅲ 管理業務の範囲 4 維持管理に関すること (2) 監視業務等 ア 警報発信装置等による監視	警報発信装置等は現在配備されているものを引き継いで使用することは可能でしょうか。それとも、新たに設置する必要があるのでしょうか。	指定管理者の負担により設置している設備のため、引継ぎに関しては現指定管理者との協議によります。
4	はこだてみらい館およびはこだてキッズプラザ管理業務処理要領(10ページ)	Ⅲ 管理業務の範囲 4 維持管理に関すること (2) 監視業務等 イ 防犯カメラによる監視	防犯カメラ、およびモニター類は、現在配備されているものを引き継いで使用することは可能でしょうか。それとも、新たに設置する必要があるのでしょうか。	指定管理者の負担により設置している設備のため、引継ぎに関しては現指定管理者との協議によります。